

「青森県市町村合併支援特別交付金」交付取扱要領

（趣旨）

第1 この要領は、別に定めるものを除くほか、青森県市町村合併支援特別交付金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく市町村合併支援特別交付金の取扱いについて定めるものとする。

（交付対象市町村の取扱い）

第2 要綱第2第2号の「知事が特に交付金の交付が必要と認める」基準は、次のとおりとする。

合併期日の前に交付対象事業の完了に伴う支出を要する場合に合併関係市町村を代表する一の市町村から交付金の交付の要望があり、かつ、次に掲げる条件に該当すること。

（ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第5条第2項の規定により、合併関係市町村が市町村合併に伴い消滅する日をもって一般会計の収支を打ち切り決算する場合に、歳出額が歳入額を上回る（実質収支が赤字となる）ことが見込まれ、当該団体の財政状況を勘案して合併期日の前に交付金の交付を要する事情があると判断する場合 ）

附 則

この要領は、平成16年6月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。